

(和歌山市湊本町3丁目1番地 所在)

和歌山リハビリテーション専門職大学
学 則

(設 置 者)

学校法人 響和会

第1章 総 則

第1条（目的）

本学は、厚生（医療、保健、福祉）におけるリハビリテーションの総合的な教育研究の充実・発展に貢献することを目標に、深く人を理解し、高度の専門知識と技術をもって、厚生チームの一員として対象者や地域・社会の多様なニーズに応えて活躍できる理学療法士、作業療法士を育成することを目的とする。

第2条（名称）

本校は和歌山リハビリテーション専門職大学という。

第3条（位置）

本校の位置を和歌山市湊本町3丁目1番地に置く。

第2章 課程・学科・修業年限・定員・在学期間並びに休業日

第4条（学部・学科・専攻・修業年限・定員・在学期間）

本校の学部・学科・専攻及び修業年限並びに定員・在学期間は次のとおりとする。

学部名	学科名	専攻名	修業年限	入学定員	総定員	在学期間
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	4年	40名	160名	8年
		作業療法学専攻	4年	40名	160名	

第5条（学年・学期の終始期）

- 1 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の前期・後期とする。
前 期： 4月1日から9月30日まで
後 期： 10月1日から3月31日まで

第6条（休業日）

- 1 本校の休業日は次のとおりとする。
 - (1) 日曜日、土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
 - (4) 冬期休業 12月23日から1月10日まで
 - (5) 春期休業 3月21日から3月31日まで
 - (6) その他学長が定めた日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業をおこなわないことがある。

第3章 教育課程・授業時間数及び教職員組織

第7条（教育課程・授業時間）

- 1 本校の教育課程・授業時間は別表に定める。
- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修する授業時数は3,915時間以上とする。

第8条（授業時数の単位数への換算）

本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合において1単位の授業時間数を次のように定める。

- 1 講義及び演習については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。
ただし、うち5時間は実習施設外の学修を含む。
- 4 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第9条（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）

リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

専攻	区分	基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	合計
理学療法学	必須科目	17単位	87単位	10単位	4単位	118単位
	選択科目	3単位以上	5単位以上	10単位以上	1単位以上	19単位以上
	合計	20単位以上	92単位以上	20単位以上	5単位以上	137単位以上
作業療法学	必須科目	17単位	87単位	10単位	4単位	118単位
	選択科目	3単位以上	5単位以上	10単位以上	1単位以上	19単位以上
	合計	20単位以上	92単位以上	20単位以上	5単位以上	137単位以上

第10条（履修届）

学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を学科長に提出しなければならない。

第11条（他の大学等における授業科目の履修等）

教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、その大学の授業科目履修を希望する学生があるときは、履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修したものとみなすことができる。

第12条（大学以外の教育施設等における学修）

教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第13条（入学前の既修得単位の認定）

教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第12条第1項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第4章 試験、卒業及び学位

第14条（試験）

試験は、履修した科目について、学期末に行う。ただし、教授会において特別に認められた授業科目は、この限りでない。

- 2 前項の試験のほか、教授会の議を経て臨時に試験を行うことがある。
- 3 正当な理由により受験できなかった者には、教授会で認められた限度内において追試験を行うことがある。
- 4 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出をもって試験に変えることがある。

第15条（終了の認定）

学長は、教育課程の定めるところにより、各学年に修了すべき各科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。

但し、実習については、実習の成績によって修了を認定する事ができる。

試験の受験資格は各科目の総授業時間の7割以上の出席を要する。

- 2 各学年所定の授業科目のすべてに合格した者は、教授会に報告し学長が進級、留年または卒業を認める。
- 3 授業科目の成績評価は当該科目の担当教員が、科目ごとに行なう。

但し、複数の教員によって行われる科目の成績評価は、当該科目の責任者を定め担当教員が協議して行なうものとする。

教員は前項の規定に基づき、各担当科目の成績評価を当該学期末に学長に提出するものとする。ただし、前期と後期を通して授業のある科目は、各学期ごとの成績及び前後

期を通じての学年の成績評価を提出するものとする。

前項の規定にも関わらず、担当教員が成績評価を点数で学長に提出した場合は上記評価に成績を読み替えをして同様に評価する。

- 4 成績評価は目標の達成度を評定し、さらに学習態度及び修学状況を参考に行うものとする。
- 5 成績評価は90点以上をS、80点以上をA、70点以上79点までをB、60点以上69点までをCとする。59点以下はDとして不合格とする。なお、不合格となった者は再試験を行うことがある。
- 6 やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合、その理由を記して学長に届け出るにより追試験を受けることができる場合がある。その場合評価は定期試験と同じである。

次の事由により定期試験に欠席した者に対しては、別に追試験を行う。

- (1) 天災その他の非常災害
- (2) 交通機関の突発事故
- (3) 負傷又は疾病
- (4) 三親等内の親族の死亡による忌引
- (5) 就職試験等の受験
- (6) その他当該学部において相当と認める事由

- 7 成績評価が合格点に満たなかった場合、再試験を受けようとする者は、再試験受験願により受験することができる。なお、その成績評価は合格点数以上であったとしても可とする。また、必要により補習授業を行うことができる。
- 8 前期と後期を通して授業のある科目は、学期ごとに試験を実施し合計がC以上は合格とする。
- 9 前期、後期の各科目の授業回数のうち、欠席回数が3割を超えた者は、当該科目の成績評価を受けることができない。臨床実習の場合は7割以上の出席が無い場合評価されない。
- 10 成績評価の時期は原則として各学期末とする。ただし、科目により臨時の試験を行う場合がある。
- 11 臨床実習については次に定める。
 - (1) 臨床実習の成績評価の形式は学科ごとに定める。
 - (2) 欠席、遅刻、早退は原則として認めない。但し忌引き、その他やむを得ない理由で欠席、遅刻、早退届けを提出した者は、教授会の議を経て学長は、その欠席を認める場合がある。
 - (3) 成績評価は臨床実習指導者の評価に基づき各期ごとに教授会で決定する。
- 12 (1) 留年した者または休学して復学した者は、既に合格している科目について、再履修の免除を所属学科長に申請することができる。ただし、不正行為等により進級できなかったものは、申請することができない。
 - (2) 再履修の免除を申請した者は教授会の議を経て学長にて再履修を免除されることがある。

第16条（卒業）

本学に4年以上在学し、第9条に規定する単位を修得した者には、教授会の議を経て、

学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第17条（学位）

学長は、前条により卒業を認定された者にたいして、理学療法学士（専門職）・作業療法学士（専門職）の学位を授与する。

第5章 入学、休学、退学、除籍、転入及び転学

第18条（入学資格）

本学の入学資格は、各専攻とも以下のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、及び卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び修了見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者、及び修了見込みの者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規程による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学試験審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第19条（入学の時期）

本学の入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、教授会が認めた者で特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

第20条（入学志願の手続き）

本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに入学願書等、所定の出願書類及び第33条に規定する入学検定料を添えて、学長に提出しなければならない。

第21条（入学者の選考）

本大学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

2 募集定員は次の通りである。

	入学定員	学校推薦型選抜	総合型選抜	一般選抜	社会人選抜
理学療法学専攻	40人	20人	10人	10人	若干名
作業療法学専攻	40人	20人	10人	10人	若干名

* 社会人選抜の募集定員の若干名は一般選抜の定員に含まれる。

第22条（入学手続き及び入学許可）

前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、第33条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第23条（編入学又は転入学）

○編入学

本学ではいかなる場合も編入学を行わない。

○転入学

本学ではいかなる場合も転入学を行わない。

第24条（休学）

疾病その他やむを得ない理由により引き続き1年以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を要する。

2 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる者に対しては、学長は、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

第25条（休学期間）

休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第4条に定める在学期間には参入しない。

第26条（復学）

休学した者が、休学期間を満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出なければならない。

第27条（転学）

他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第28条（留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第4条に定める在学期間を含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについては、学長が定める。

第29条（退学）

病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願に学生証を添えて、学部長に提出し、教授会の議を経て、退学の許可を得なければならない。

第30条（再入学）

前条の規定により本学を退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の上、再入学願を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することができる。

2 第43条に規定する懲戒処分により退学した者は、再入学することはできない。

第31条（再入学の単位数、在学年数の取扱い）

前条の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第32条（除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第4条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第25条第1項又は第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 病気その他の事由により、成業の見込みのない者
- (4) 正当な理由がなく授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

第33条（入学金、授業料等）

本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

1 リハビリテーション学科（昼）

理学療法学専攻・作業療法学専攻

入学検定料	25,000円
入学金	250,000円
授業料（年額）	1,000,000円
設備費（年額）	300,000円
実習費（年額）	250,000円

- 2 2年次以降の授業料、設備費、実習費は入学年次の金額とする
- 3 第1項の納付金は、本校が指定する期日までに納入しなければならない。
- 4 学長は、前項の督促をしてもなお納入しない者には、特別の事情を除くほか、その者を出席停止にし、又は除籍することができる。
- 5 学長は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。
- 6 転学した者の納付金は、在籍することとなった学年の授業料、設備費、実習費及び入学金とする。

第34条（退学等の場合の授業料等）

退学若しくは転学した者又は停学中の者は、当該期の授業料、設備費、実習費（以下「授業料等」という）の全額を納入しなければならない。

第35条（休学した場合の授業料等）

前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全般にわたるは、授業料等に替えて、当該期毎に別に定める在籍料を納入しなければならない。
- 3 前期又は後期中途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等の全額を納入しなければならない。

第36条（既納の授業料等納付金の取扱い）

既に納入した入学検定料、入学金、授業料、設備費、実習費その他の納付金は、原則として返還しない。ただし、納付金を納入した後、一定の期間内に入学を辞退した者については、入学検定料、入学金以外の納付金を返還する。

第7章 職員組織

第37条（職員）

本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員

- 2 学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。
- 3 学長が必要と認めた場合は、特任教授、非常勤講師を置くことができる。

第38条（教職員）

本学に、学長、副学長、学部長、学生部長、学科長、専攻長、事務局長その他の教職員を置く。

第8章 委員会及び教育課程連携協議会

第39条（委員会）

本学に、以下のとおり委員会を置く。

	委員会名	所掌事項
①	自己点検・評価委員会	教育研究、組織運営等の自己点検・評価及び外部評価に関する事項
②	教務委員会	教務に関する事項
③	研究委員会	教員の学術研究活動の推進に関する事項
④	研究倫理審査委員会	人を直接対象とする研究に関する倫理的審査及び公正な研究活動の推進や研究費の取り扱いに関する不正防止等に関する事項
⑤	研修委員会	卒業生並びに教職員の生涯学習支援を促進に関する事項
⑥	入試委員会	入学者選抜要項の作成等、入学試験に係る事項
⑦	学生委員会	学生の厚生補導に関する事項
⑧	紀要委員会	紀要の編集に関する事項
⑨	FD委員会	教員の資質向上等を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する事項
⑩	SD委員会	管理職と事務職員の資質向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（SD）に関する事項
⑪	広報委員会	大学広報・HPに関する事項
⑫	ハラスメント対策委員会	ハラスメント対策に関する事項

- 2 前項の委員会のほか、必要に応じ、その他の委員会を置くことがある。
- 3 前2項の委員会に関して必要な事項は別に定める。

第40条（教育課程連携協議会）

本学に、教育課程連携協議会を置く。

- 2 教育課程連携協議会運営規程を別に定める。

第9章 教授会

第41条（教授会）

本学に、教授会を置く。

- 2 教授会運営規程を別に定める。

第10章 運営会議

第42条（運営会議）

本学に、運営会議を置く。

- 2 運営会議規程を別にさだめる。

第11章 賞罰

第43条（表彰）

学長は、その行為・業績において他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

第44条（懲戒）

学長は、本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為をした学生を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくて、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他の学生としての本分に反した者

第12章 健康診断

第45条（健康診断）

健康診断は、毎年1回実施する。

第13章 補足

第46条（改廃）

この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の決議により行う。

第47条（補則）

この学則の実施に関しその他必要な事項は、別途協議を行う。

附 則

この学則は、文部科学大臣の本大学設置の認可を受けて、令和3年4月1日から施行する。

教授会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山リハビリテーション専門職大学 教授会の円滑なる運営を達成するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる委員をもって組織する

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議するものとする。

- (1) 学生の入学、卒業に関すること
- (2) 学位の授与に関すること
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

また、教授会は、(1)～(3)に掲げる事項のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集)

第4条 教授会は、学長が招集する。ただし、構成員の4分の1以上の者から付議すべき事項を示して請求があったときは、招集しなければならない。

- 2 前項の招集にあつては、原則として付議事項を明示して行うものとする。
- 3 学長に事故あるときは、学長の指名する教授がその職務を行う。

(議長)

第5条 教授会に議長を置き、学長（前条第3項の教授を含む。）をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。

(議案の提出)

第6条 教授会への議案の提出は、学長が行う。

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定による会議及び議事の定足数については特定の事項について、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

(委員会の設置)

第9条 学長は、教授会での審議の円滑化を図るため、審議事項の調査等に当たる委員会を置くことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

教育課程連携協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山リハビリテーション専門職大学学則第40条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の教育について、建学の精神を踏まえ、適切に運営され、成果が上げられているか等について、教育課程の実施状況及び編成について評価・点検を行い、適宜、学長に助言や提言を行うとともに改善を求めることができるものとする。

2 学内だけでなく、広く産業界及び地域社会の有識者の連携授業の実施、より効果的な授業科目の開発、教育課程の編成の見直し等により、学問的な成果とともに、社会の期待に応えられる教育の実現に努める。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 和歌山リハビリテーション専門職大学 学長（以下「学長」という。）が指名する和歌山リハビリテーション専門職大学（以下「本学」という。）の教員その他の職員

(2) 本学の課程に係る職業についている者又はこれらの職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者

(5) 本学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条各号に規定する者の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 協議会に議長を置く。

2 議長は、構成員の互選により選出するものとする。

3 議長は、協議会を年1回招集することを原則とし、必要に応じて随時開催できるものとする。

(審議事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界および地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界および地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項

(協議会の開催)

第7条 協議会の開催は、過半数の構成員の出席を必要とする。

2 議長が必要と認める場合、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第8条 協議会で審議した事項に関しては、その結果または経過を学長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改正および廃止は、協議会および教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から制定施行する。